

地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充に関する 意見書

消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化については、これまで地方消費者行政推進交付金等を活用した取り組みが図られてきました。一方で、この交付金措置は平成29年度で一区切りを迎えており、平成30年度当初予算では、新たに地方消費者行政強化交付金として、平成29年度における地方消費者行政推進交付金の当初予算30億円を大きく下回る、24億円を計上するにとどまっています。また、地方消費者行政強化交付金においては補助率が引き下げられており、地方自治体への負担転嫁となっています。

インターネット・SNSの普及や、成年年齢の引き下げ、また、高齢者の消費者被害が増加してきている中で、若年層への消費者教育の充実、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置等、地方自治体が取り組むべき課題は依然山積しています。

消費者庁には地方支分部局がなく、国による交付金措置が後退することで、消費生活相談体制の維持など、地方自治体における消費者行政が後退を余儀なくされ、また、国の消費者行政全般が進まない恐れがあります。よって、地方消費者行政の充実・強化を図るため、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 平成30年度当初予算における地方消費者行政に係る交付金減額が地方自治体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成30年度当初予算で確保できなかった交付金額について、補正予算で手当てすること。
- 2 平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。
- 3 消費生活相談情報の登録事務、重大事故情報の通知事務といっ

た、国全体の消費者行政に資する取り組みについては、地方自治体に対する恒久的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年10月12日

尼崎市議会議長

関係大臣あて